

自然環境の保全に属する小項目の評価に関する意見

2014年6月22日

黒須 良次

2次審査における「自然環境等の保全（大項目）」のNo.7小項目「里地里山の保全」については、候補地における現況の自然環境の「質」の程度および中間処理施設が立地した場合における用地内の緑地保全の程度に即し、下記の指標を活用して評価することを提案します。

1. 候補地における自然環境の質について

(1) 土地を被う「植生（植生自然度）」を指標とした評価基準の設定

①考え方

・各候補地は、台地面と斜面地からなり、ほぼ自然地形の状態が維持されている。また、下記の事由により、大規模な地形の改変（斜面地の切盛造成等）を伴う必然性が低いと想定される。

（各候補地は、最寄りの道路が台地上を通過している。進入路が必要になる場合、工事の難易性、経済性、安全性等を総合的に勘案すると、台地側に平坦な進入路を整備することが基本となる。低地側からの坂道進入路は、環境・景観の保全及び防災の点からも回避する必要性が大きい。）

・この点から、土地を被う「植生」を指標とし、植生の「質」（重要度）と植生の「改変度」を相対的に評価する基準を設けることにより、里地里山の保全への影響度を捉えることを提案する。

②植生の「質」の評価基準

・環境省の植生自然度区分基準に準じ、印西地域の現存植生の重要度の評価基準を設定する。

表1 現存する植生の重要度に関する評価基準の設定

植生自然度区分基準（環境省）		里地里山の保全
植生自然度	区分基準	評価基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	/
9	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	→ -10
7	クリーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	→ -8
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	→ -6
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	→ -5
4	シバ群落等の背丈の低い草原	→ -5
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地	→ -3
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	→ -3
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	→ -1

資料：「自然環境保全基礎調査 植生調査」環境省生物多様性センター

図1 候補地の植生現況（資料：環境省）

植生図 凡例	
凡例色	植生図凡例番号 統一凡例コード 統一凡例名
■	1, 271201, ヤブコウジースダジイ群集
■	5, 300102, イロハモミジ・ケヤキ群集
■	7, 320100, ヤナギ高木群落(VI)
■	8, 320200, ヤナギ低木群落(VI)
■	12, 400100, シイ・カシ二次林
■	13, 400101, ケヤキ・シラカシ群落
■	17, 410102, クヌギ・コナラ群集
■	21, 430200, メダケ群落
■	22, 430400, アズマネザサ群落
■	23, 450100, ススキ群団(VII)
■	24, 450101, アズマネザサ・ススキ群集
■	25, 450103, チガヤ・ススキ群集
■	27, 470400, ヨシクラス
■	29, 470600, ヒルムシロクラス
■	30, 470602, 外来水草群落
■	34, 540100, スギ・ヒノキ・サワラ植林
■	38, 550000, 竹林
■	h, 560100, ゴルフ場・芝地
■	g, 560200, 牧草地
■	f, 570100, 路傍・空地雑草群落
■	c, 570101, 放棄畑雑草群落
■	e, 570200, 果樹園
■	a, 570300, 畑雑草群落
■	b, 570400, 水田雑草群落
■	d, 570500, 放棄水田雑草群落
■	k, 580100, 市街地
■	i, 580101, 緑の多い住宅地
■	p, 580200, 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
■	L, 580300, 工場地帯
■	m, 580400, 造成地
■	w, 580600, 開放水域
■	r, 580700, 自然裸地
■	s, 580800, 残存・植栽樹群地

□岩戸地区

主にスギ・ヒノキ・サワラ植林 (34)



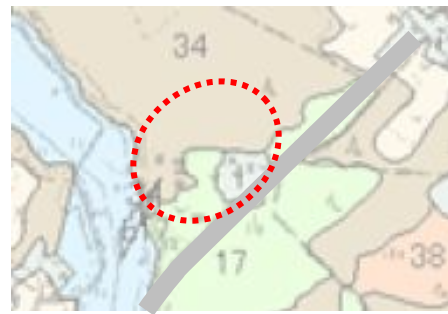
□吉田地区

傾斜地は植林 (34)、台地は畑



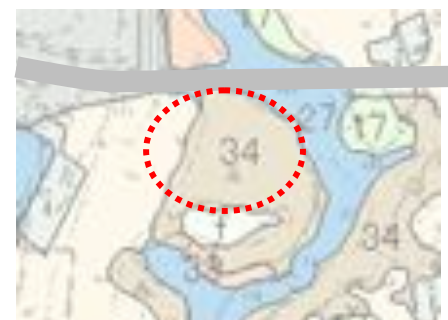
□滝地区

植林 (34) 及びクヌギ・コナラ群集 (17)



□武西地区

スギ・ヒノキ・サワラ植林 (34)、一部畑



資料：「自然環境保全基礎調査」1/25,000 植生図（白井、小林） 環境省生物多様性センター

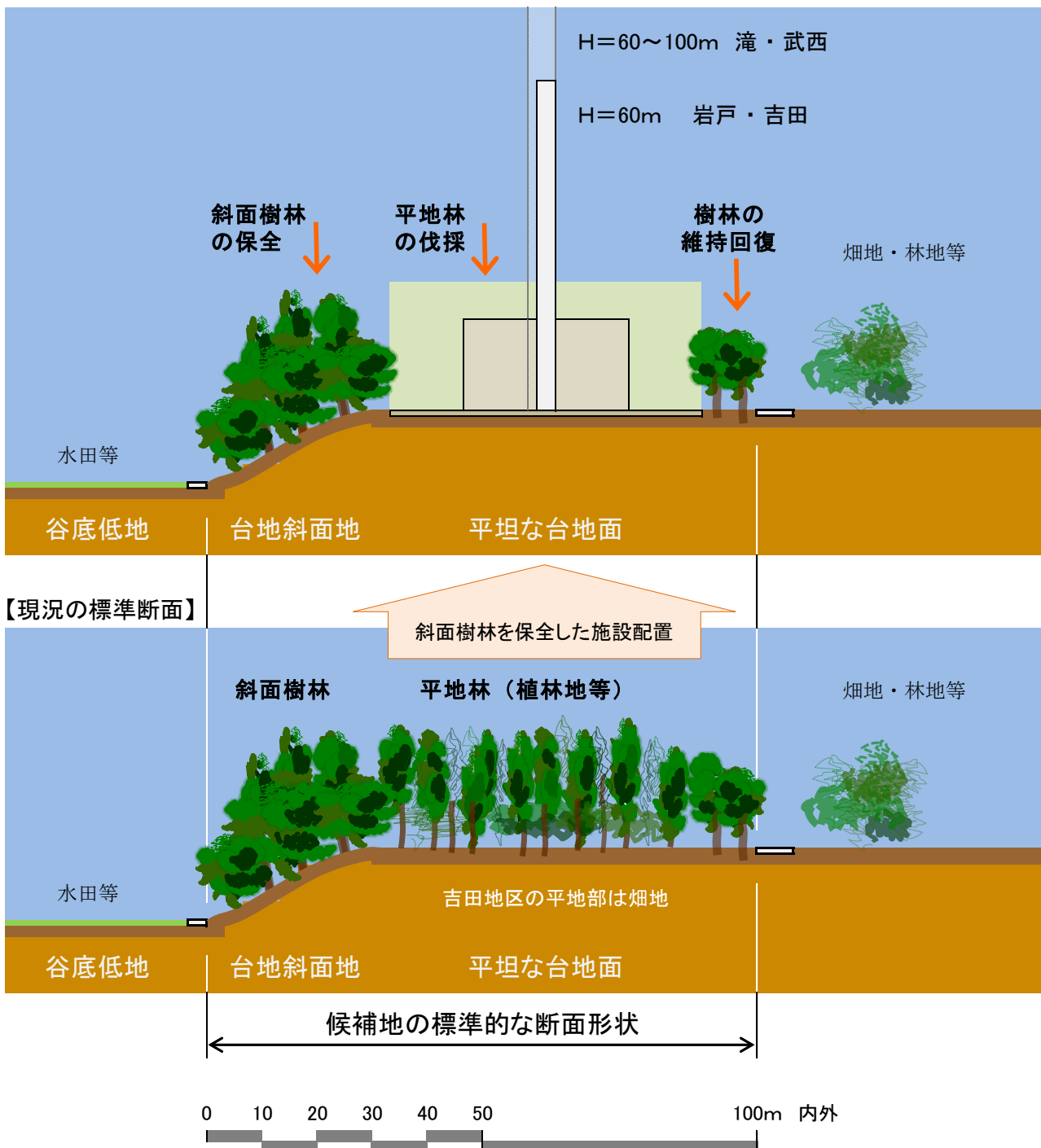
③植生の「改変度」の評価基準

- ・ 公募の要件である用地規模（2.5ヘクタール）は、現施設の規模と同じであり、用地の外周には現施設以上に十分に緑地を確保できる規模である（図2参照）。
- ・ 工場立地法では、工業系以外の地域では、工場敷地内における緑地面積の敷地面積に対する割合を20%以上から30%以下に定められるものとしている。
- ・ 千葉ニュータウンの市街地開発区域では、基本的に台地面上に市街地を造成し、水田（谷底低地）に面する斜面樹林は改変せず保全することにより、田園環境を維持している。

図2 候補地内の斜面樹林等の保全に配慮した施設配置計画の実現性

（環境・景観対策として用地面積の約30%の緑地確保を想定）

【予想施設配置図】



(図2の注記)

注1：候補地の外周に平均幅10mの緑地帯を確保した場合、緑地面積は概算で約6,600㎡、用地面積(25,000㎡)の26.4%となる。

注2：候補地の外周の3分の1を斜面樹林(幅25m)として保全し、残り3分の2に幅5mの緑地帯を確保した場合、緑地面積は約7,700㎡、用地面積(25,000㎡)の30.8%となる。

- ・以上の点から、滝地区、岩戸地区、武西地区は、候補地のほとんどが樹林で被われているが、斜面樹林の保全可能性が高く、現況樹林の伐採による改変は70%程度におさまると見込まれる。
- ・また、吉田地区は斜面樹林を保全し、平坦地(畑)に施設配置が可能と見込まれることから、前者に比べ改変度が低い。
- ・なお、滝地区、岩戸地区、武西地区の隣接地には砂利等の建設資材置場、駐車場、廃棄物堆積場、廃品リサイクル事業場など、植林地以外の用途に転換された土地がみられる。仮に、中間処理施設が立地しない場合、候補地がこれらの用途に転換される可能性が想定され、その場合には、樹林の改変度が極めて高くなると見込まれる。すなわち、候補地に中間処理施設が立地することにより、植生の30%程度が保全されるというプラスの効果も看過できない。

2. 里地里山の保全の評価について

- ・以上の植生の「質」(重要度)と植生の「改変度」をもとに、里地里山の保全への影響度を次のように評価する(表2)。

表2 里地里山の保全の比較評価

候補地	植生の「質」(表1)	植生の改変度(%)	評価点
滝地区	-8	70%	-5
岩戸地区	-6	70%	-4
吉田地区	-3	70%	-2
武西地区	-6	70%	-4
現在地	-1	10%	0

以上